

## 令和7年第3回西郷村議会定例会

### 議事日程（4号）

令和7年9月11日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第49号 西郷村議会議員及び西郷村長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第50号 西郷村監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第51号 西郷村部設置条例
- 日程第 4 議案第52号 西郷村附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第53号 西郷村職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第54号 西郷村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第56号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第57号 西郷村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第58号 新庁舎整備事業令和7年度施工西郷村新庁舎書庫移動棚等購入契約について
- 日程第11 議案第59号 白河布引山演習場周辺道路改修等事業令和7年度施工上新田中久保線歩道整備工事（第2工区）請負契約について
- 日程第12 議案第60号 令和6年度西郷村歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第61号 令和6年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第14 議案第62号 令和7年度西郷村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第63号 令和7年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第64号 令和7年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第65号 令和7年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 報告第 5号 令和6年度西郷村財政健全化判断比率の報告について
- 日程第19 報告第 6号 令和6年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について
- 日程第20 報告第 7号 一般財団法人西郷村農業公社経営状況報告について
- 追加日程第1 質問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第2 発委第 5号 西郷村議会改革検討特別委員会の継続について
- 日程第21 請願・陳情に対する委員長報告  
・総務常任委員会
- 請願第 5号 TOKIO-BA跡地を県と村が協力して、学習・交流・観光の拠点として再生することを求める請願
- 日程第22 議員派遣の件
- 日程第23 閉会中における継続調査の結果について
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 日程第25 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第26 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第27 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第28 西郷村議会改革検討特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第29 閉会

• 出席議員 (16名)

1番	小澤佑太君	2番	須藤正樹君	3番	山崎昇君
4番	鈴木昭司君	5番	大竹憂子君	6番	鈴木修君
7番	君島栄一君	8番	鈴木武男君	9番	河西美次君
10番	真船正康君	11番	鈴木勝久君	12番	藤田節夫君
13番	上田秀人君	14番	大石雪雄君	15番	矢吹利夫君
16番	真船正晃君				

・欠席議員 (なし)

- ・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	真船貞君
教育長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	入来真由美君
参事務課長	田部井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財政課長	渡部祥一君	防災課長	木村三義君
税務課長	須藤隆士君	住民生活課長	仁平隆太君
福祉課長	相川佐江子君	健康推進課長	田島貴志君
環境保全課長	今井学君	産業振興課長	相川哲也君
建設課長	添田真二君	上下水道課長	相川晃君
学校教育課長	緑川浩君	生涯學習課長	黒須賢博君
農業委員会長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

參議會事務局兼長員記  
兼監查委員書記  
主 任 任 書  
議會事務局長  
和 知 正 道  
金 田 百 合 子  
事務局次長兼  
議事係長兼  
監查委員書記  
佐 川 典 孝

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正晃君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員についてご報告をいたします。

本日、熊谷光明代表監査委員が所用のため、欠席しておりますので、ご承知おきくださるようお願ひいたします。

◎発言の訂正

○議長（真船正晃君） ここで、11番鈴木勝久君より、会議規則第64条に基づき、発言の訂正に関する発言を求められておりますので、これを許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久でございます。

私は、昨日おととい、一般質問をしました。その中の内容でございますが、一部訂正していただきたい思います。

その内容でございますが、日本は特に单一民族の国でございますというところを訂正していただきたいと思います。

現在、日本には、大和民族をはじめとしてアイヌ民族、琉球民族がおります。それと今、私も問題にしていた外国人が日本に来て、2.4%ぐらいの外国人も今、日本に永住権を持って住んでいるものでございますので、そこを訂正の仕方としては、意味合いとしては、当村はあまり外国人の方と接する機会がなくて、なじまないというのが前提にあって、文化、言葉、そういう偏見を持っているんじゃないかという意味合いで、单一という言葉を使いましたので、その辺を訂正していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

どのように訂正するかというのも入らなきやならないんでしょうか。

○議長（真船正晃君） お願いします。

○11番（鈴木勝久君） ですから、訂正といたしましては、我が西郷村は外国人に対してあまりなじみがない。それで、言葉、文化等々の理解が少ない。それによってコミュニケーション不足であると。

ちょっと長くなりますが、ニュアンスはそのようなニュアンスでそこを使つていきましたので、そのように訂正していただきたいと思います。

以上です。

○議長（真船正晃君） ただいまの申出のとおり発言を訂正することについては、議長において許可をいたします。

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） それでは、日程に入るに先立ち、ここで議案の追加提案について申し上げます。

ただいま諮問 1 件、発委 1 件が追加提案されました。

おはかりいたします。

議長において、日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、議案書を配付しますので、暫時休議いたします。

(午前 10 時 04 分)

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

(午前 10 時 05 分)

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（諮問第 2 号及び発委第 5 号）

○議長（真船正晃君） それでは、追加提案されました諮問 1 件、発委 1 件につきましては、日程第 20 の次に、追加日程第 1 、諮問第 2 号、追加日程第 2 、発委第 5 号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

追加日程第 1 、諮問第 2 号から追加日程第 2 、発委第 5 号を一括して上程いたします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

(事務局長、議案書により朗読)

○議長（真船正晃君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） おはようございます。

本日、追加提案いたしますのは、諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」の人事に関する案件 1 件でございます。

諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」のご説明を申し上げます。

現在、委員であります金澤登志子氏が令和 7 年 1 月 31 日をもって任期満了となることに伴い、再度委員として選任いたしましたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、本日提案いたしました人事案件 1 件の詳しい略歴につきましては、令和 7 年

第3回定例会資料諮問第2号関係をご覧ください。

ご審議の上、ご意見賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（真船正晃君） 次に、発委第5号に対する提案理由の説明を求めます。

西郷村議会改革検討特別委員会委員長、鈴木修君。

○西郷村議会改革検討特別委員会委員長（鈴木 修君） 西郷村議会改革検討特別委員会委員長の鈴木修です。

発委第5号「西郷村議会改革検討特別委員会の継続について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回提出しております「議会改革検討特別委員会の継続について」でありますが、議会改革検討特別委員会は、令和5年9月の第3回定例会で設置され、能動的かつ能率的な議会の活性化を目指し、必要な議会改革について調査・検討するため、調査期間をおおむね2年としておりました。これまで10回の特別委員会及び14回の幹事会を開催し、検討事項について議論を重ねてまいりましたが、一部検討事項を残しているところでございます。

さらに開かれた議会を目指し、様々な視点に立って、議会改革について調査及び検討を進めるため、議会改革検討特別委員会の継続が必要となりました。調査期間につきましては、令和9年第2回定例会最終日までとしております。

以上でございますが、議会改革特別委員会の継続について、議員各位のご賛同をお願いし、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（真船正晃君） 提案理由の説明が終わりました。

○議案第49号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第49号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第49号「西郷村議会議員及び西郷村長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議案第50号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第2、議案第50号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第50号「西郷村監査委員条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第3、議案第51号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。

議案第51号「西郷村部設置条例」について質疑をいたします。

今回、大きく機構変更、新庁舎になって新たに機構変更を行うと。主に、今までと大きく違うのが、課の上に部を設けるということで変更になったんですけども、この部を設ける狙いについて、再度お聞きします。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 11番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

西郷村では現在、来年4月の開庁を目指し、新庁舎の建設を進めているところでございます。新庁舎には、児童館、給食センター、幼稚園等の出先機関を除き、全ての組織が入るため、行政のワンフロア化による住民サービスの向上が期待されているところです。

村では、新庁舎において、よりよい住民サービスを提供できる体制づくりを目指し、令和5年度から検討委員会を立ち上げ、今年2月に村長のほうに答申をしたところでございます。また3月に、それを受け、正式に組織再編をするということを決定し、3月の西郷村議会全員協議会のほうで、議員の皆様に概要を説明させていただいたところでございます。

今回の組織再編で部を設置する狙いですけれども、まずは西郷村の組織体制を強化するというのが一つでございます。もう一つが、部長制を導入して、条例と併せて行政組織規則、あと財務規則等の決裁区分を規定した規則を改正しまして、新たに部長のほうに権限を付与する形で、規則のほうも直そうというふうに思っております。その結果、組織の住民の方に対する意思決定が迅速になるというのが期待されているかと思います。

また、組織改編と併せて、部長制と併せてグループ制を導入しますので、併せて横の連携も強化をしていくと。縦の連携だけではなくて、縦の意思決定の迅速化だけじゃなくて、横の連携も強化をして、住民サービスの向上に努めていきたいということ

で、今回の組織再編を提案させていただいております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 村長、今回で機構変更2回目ですけれども、どうも内輪のことがスムーズにという、内輪の話で、一般の村民に対しては、また分かりづらくなつたのかなという印象を強く持たれるのかなというのが、ちょっと危惧するところでございますが、住民サービスを迅速にするという、そういう言葉が入られましたけれども、何か内輪のことを考えて、村民がここに来たとき、窓口に来たとき、本当に使い勝手がいい、本当に迅速に仕事をこなしてくれるのか、そこが甚だ、まだ疑問なんですねけれども。

また、部長制度によって、職員のほうでも、こういう議会に出席した場合、1部で3課も4課も所管しなきやならなくて、そういうときの議会での応答が大変だとかいうんですけれども、そういう職員の意見もその中には反映されたのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今回の組織再編、最初のきっかけは、新庁舎建設に合わせて行政のワンストップサービスをやっていこうということだったんですけれども、そのために令和5年度に、組織機構再編検討委員会というのを職員で立ち上げをしております。約1年半ぐらいかけてまとめ上げ、それを村長のほうに上申して、決定をしていただいたということなので、十分かどうかは分かりませんけれども、職員の意見を基にした今回の組織再編案であるということは、従前の組織再編とは違うところかというふうに思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ、内輪の話になるんですけども、私の支持者にこの話しましたら、部長制度にして、基本給、給料を上げるだけなんじゃないかという話もあったんです、実は。しゃべる話でもないんですけども、私は、サービス向上につながればそれは仕方ない、私たちはサービスのほうを優先したほうがいいんじゃないかという話はしたんですけども、そういう村民の方もいらっしゃいます。ですから、その辺も重々考えながらやっていただきたい。

今までのお話ですと、たらい回しにされたとか、そういう話はよく聞くんですよ。受付に行って待たされた、いつ答え出すか分からないような返事、いつまでにその問題について解決しますとか期限を決めないで、いや、今はという、あやふやにされて答えを出してくれなかつたり、そういう事例がいっぱい私のところも来ています。俺のほうが受付で、いろいろ何年もやっているから、俺のほうか分かるというんですけれども、受付がちょいちょい替わるんで、応対する職員の方が替わるんで、また初めから説明しなきやならないとか、そういうものがございます。

私は、一番大切にしなきやならないのは、昨日おととい、一般質問終わって帰つてから、この質疑の勉強し始まって、私、決算審査意見書一般会計というのを最初に見

始めたんです。9ページの（9）に、組織改編と人材育成というところがあったんです。これ見て、びっくりしました。私が一般質問で使った言葉が、私は協働の話をしたんですけども、ここでも同じようなことが書いてありました。監査委員は行政をしっかり見ていて、ちゃんと適切な指摘をされているなど、本当に感心しました。

4行なので、ぱぱっと読んでみます。地方自治体の基本は住民との会話であり、人対人を忘れてはならない。そのため、他者を思いやる共感性や人間関係を形成していくコミュニケーション能力の育成と同時に、これから自治体職員としての専門的知識や技術の習得を目指した教育及び研修が重要となってくる。コミュニティについても、地域の人は地域の人が見守るといった意識を育てないと、これからの行政は立ち行かなくなる。自助・共助・公助という部分を見直さなければならない。

この地域の人は地域の人が見守る、ここが村長、私が一般質問で指摘した、人が動かなきや地域は活性化しないということなんです。ですから、仏作って魂入れずと同じく、人を育てないと、外枠ばかり改変して、建物は新しくなった、大きくなつた。人も改変した、部長制度まで設けた。でも、本来やるべきことは、ここに書いている、今しゃべったことなんですよ。ですから、その辺を忘れないでやっていただきたいと思うんですけども、この辺についての認識、村長、ございますか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 11番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

意見書のとおり、私もそのように思っております。

今回の部長制度につきましては、課長が説明しましたように、令和8年4月に開庁することに伴い、行政機関の集約化が図られ、住民ニーズも高まることから、行政運営をより効率的で柔軟に行うため、組織再編を実施するところあります。

組織再編に当たっては部制を導入し、村長部局に総務部、厚生部、産業建設部の3つの部を設置し、これにより組織力を強化し、柔軟かつ適応力の高い組織体制と迅速な意思決定システムの構築を図っていきたいと考えております。

加えて、本村は昭和45年以降、一貫して人口増加があります。県内においても、本当にまれな自治体となっております。そういう意味においても、子育て支援や少子高齢化対策、移住・定住等の施策を実施することによって、今後も人口が増え続ける選ばれる西郷村を目指し、組織体制の強化ということを狙いとしてやっておりますので、議員ご指摘のことは十分頭に入れながら、進めたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 地域の発展は人でございます。人の育成、それに力を入れて、そこに留意しながらやっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木修君） 議案第51号「西郷村部設置条例」について質疑いたします。

部設置についてというよりも、議案関係資料を拝見しますと、係制を廃止してグループ制を導入するようでございますが、組織については長の専権事項ですので、とや

かく申し上げるつもりはありませんが、このグループ制は、要は行革の一環として、2000年代に入って多くの自治体がグループ制を導入しました。しかし、自治体によっては、今また係制に戻す自治体が出てきております。

例えば岐阜県の瑞穂市は、平成15年にグループ制を導入しました。しかし、令和4年に係制に戻しています。なぜ戻したのか。その理由が、当該業務を明確にし、住民からの問合せや相談窓口を分かりやすくするため、また、業務の専門性を高め、責任を持った業務を遂行するためと書かれてありました。福島県でも一時期、県もグループ制を導入しまして、そして、今現在は多分、また元に戻ったのかなと記憶しております。

そういう中で、先ほど同僚議員の答弁で、グループ制ですと横の連携強化ということをおっしゃっておりましたが、そのほかにも、グループ制を導入した理由について伺います。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 6番鈴木修議員の質疑にお答えいたします。

横の連携の強化以外のグループ制導入の意義・目的というご質疑かと思います。

グループ制導入につきましては、まず、職員のスキルは間違いなく上がっていくんだろうと思います。業務が係よりはグループのほうが増えますので、職員のスキルは上がっていくんだろうと思います。まさに人材育成には、制度としてはいいものではないかなというふうに思っております。

それを担保するために、村としましては、グループ制に関する内規を定めまして、例えばグループリーダーは職名として、村長から任命しますけれども、それ以外については、課の所属以外の任命はしませんので、所属課の別のグループの仕事も兼務できるような体制を取ろうというふうに思っています。そういった形を取って、特に若い職員の人が、役場の中の仕事を把握しやすくなるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 今の説明ですと、職員のスキルアップも可能なんだということになりますが、これは見方が2通りに分かれるかと思います。私なんかは反対に、あまりにも事務分掌が多過ぎて、総花的といいますか、広く浅くなってしまって、専門的なところをやっぱりスキルとして学ぶことができないんじゃないかなという懸念を私は持っております。

先ほど同僚議員も、監査委員の意見書の部分をおっしゃいました。私はその下の部分なんですね、気になったのは。

要は、新たな多様性の時代に対応した専門性の高い課や部門を設けないと、住民の求める行政サービスは提供することができないということを記載されております。要は、専門性の高いとなれば、反対に、先ほども1自治体の話をさせていただきましたが、なぜグループ制から係制に戻ったか。業務の専門性を高め、責任を持った業務遂

行をするためと言っているんです。ですので、私は反対に、係制のほうをもう一度、グループ制が本当にいいのか、従来の係制がいいのか、その辺、やはり組織の中で一番村民に直結しているのが今の係だと思います。その辺も、やはりもう一度検討するべきかと私は考えております。

そしてまた、もし来年度4月からグループ制を導入するとすれば、職員の方々もグループ制を理解する一定の期間が必要になるかと思います。もうあと半年です。その間、グループ制について、職員の理解を得るためにには、やっぱり一朝一夕にはいかないので、その辺はどういう形で、もう既に研修等を始められているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参考兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

グループ制を来年4月に円滑に導入させるためには、議員ご指摘のとおり、職員に対する周知、あと教育というのが、当然必要になってくると思います。

今回、来年4月の半年前に、まず部設置条例を提案させていただいた理由が、まさに今議員ご指摘の、そういった住民の方に対する周知、職員に対する理解を深めるために、半年前に部設置条例を出させていただいたところでございます。

グループ制については、今回の部設置条例が今回ご議決いただけたときには、今担当課のほうで、グループ制導入、組織再編のガイドライン、手引を今つくっておりますので、それを10月以降、職員のほうに説明をして、理解を深めていただけるようやっていきたいというふうに思っております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 部設置条例が議決されれば、それから進めていくということになりますが、もし部設置と、私は係かグループかは、ちょっと議論が違ってくるのかなと。例えば今の体制でも、グループにするとなれば、することもできますし、ですので、部設置にかかわらず、係制かグループ制かをもう一度、他の自治体がなぜ、先ほども話したように、今から二十数年前から各自治体がグループ制を導入しているわけなんですね。そういう中で、先ほど話したように、戻している自治体もあるわけです。

そういうところももう一度参考にしながら、本当にグループ制が村民のためになつて、村民にとって一番分かりやすい、そして村民の、皆さんがあつしやる行政サービスにつながっていくかというところを、改めて検討していただければというお願いであります。

以上です。

○議長（真船正晃君） そのほかありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第51号「西郷村部設置条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君）挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君）続いて、日程第4、議案第52号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第52号「西郷村附属機関設置条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君）挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君）続いて、日程第5、議案第53号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第53号「西郷村職員定数条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君）挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君）続いて、日程第6、議案第54号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第54号「西郷村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君）挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君）続いて、日程第7、議案第55号に対する質疑を許します。  
(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第55号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君）挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君）続いて、日程第8、議案第56号に対する質疑を許します。  
(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第56号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君）挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君）続いて、日程第9、議案第57号に対する質疑を許します。  
(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第57号「西郷村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（真船正晃君）挙手多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君）続いて、日程第10、議案第58号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君）11番鈴木勝久でございます。

議案第58号「新庁舎整備事業令和7年度施工西郷村新庁舎書庫移動棚等購入契約について」でございます。

まず、この契約方法、どのような方法で契約したかご説明できますか。

○議長（真船正晃君）企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君）質疑にお答えいたします。

制限付一般競争で入札でございます。

以上です。

○議長（真船正晃君）11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君）その制限付一般競争入札とはどのようなものですか、説明お願ひいたします。

○議長（真船正晃君）企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君）質疑にお答えいたします。

今回の条件といたしましては、地域要件をつけまして、白河管内に本社がある業者というところでの一般競争入札となります。

以上です。

○議長（真船正晃君）11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君）入札参加者、何者おりましたか。

○議長（真船正晃君）企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君）質疑にお答えいたします。

2者ございました。

○議長（真船正晃君）11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君）この書庫でございますけれども、主にどういうものをそこに並べようと、どのような使い方をするのか、それについてご説明願います。

○議長（真船正晃君）企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君）質疑にお答えいたします。

配付しております第3回定例会議案資料の26ページをご覧いただきたいと思います。

物品の概要といたしましては、ハンドル式の移動棚になります。

27ページに図面を載せてございますが、新庁舎の1階と2階の書庫に、主に1階の事務、1階の課に入ります担当課の書類、2階に入ります担当課の書類を保管しておく書庫になります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 書類ですか。

なぜそのような質疑をしたかといいますと、私たち7月26日に、DX研修会というのを議員で研修会をしました。金沢市役所の元市長の講演だったんですけども、DXに向けて非常に簡素化、机一つ、自分たちで机を持たないで長椅子で仕事をしている、自分の机自体もなくなってきた。今、パソコン1人1台預けている状態でございますけれども、紙ベースでやっていくというのが非常に少なくなった現在でございますけれども、なぜこのように高い金額での書庫が必要なのかと、ここを問題にしたわけでございます。

契約云々の話じゃないんですけども、契約金額が4,600万円になっております。建物が建物だけに、高い金額で今回の新庁舎を建てたんで、このぐらいという言い方かもしれないんですけども、たかが書庫に何でそんな金額がかかるんだというのがまだ分からんんですよ。それと、書類と言ったんですけども、必ずこれは保管しなきやならない書類なんでしょうか。その辺をお聞きいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

現在、新庁舎の引っ越しに向けまして、職員の中で書類の整理というのを実施しております。極力、永年保存、文書の保存期間が決められているものですから、その保存期間にのっとりまして書類を整理する、各課で整理をして、必要なものだけを新庁舎に持っていくという作業を進めておりますが、この書庫だけにおいても今の庁舎内の書類が収まり切らないという状況に、今計算上になっております。

そういうことで、極力書類は減らし、電子化するという作業も進めておりますが、このスペースは必ず必要なものというふうに今は考えているところです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） だから、棚でいいんですね。

4,600万円といったら、相当立派な家建ちますよ。私たち、そういう感覚しかないんですよ。書類を収めておく棚が何千万円という感覚が、私たちには一般庶民としてはない。なぜそれほどかかるのか分からぬ。その辺の説明できますか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

決して華美なものを選んでいるわけではなく、そのスペースに入るものの、そして、効率的にスペースも狭くできるものというところで選択しておりますが、値段につきましては、その製品の値段ですので、なぜそんな値段するのかと言われると、ちょつ

と私もお答えはできません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） だから、こういう製品じゃなくて、別な安価な製品というのの選択はなかったんでしょうか。入札する前に、もっと安いスチール製の棚、これほどかからなくても、何百万円単位でできるような棚という選択はなかったんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

これからこの書庫に限らず、棚の発注もする予定、計画でおりますが、棚につきましても、数がそろいますと高価な額になりますて、この移動棚と比べてはいませんが、恐らく同じか、それ以上の金額になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 何か私たちは、行政でやるやつが非常に高い感じがするんですよ。庁舎が四十何億円というから、億の単位が分からぬいんですけども、あれなんか見るとすぐ分かるんですよね、公民館。公民館だって、一般住宅とそんなに変わりないのに、どうも建ててみると倍近い、安くても1.5倍ぐらいの坪単価があつたりしますから、だから、こういう公共単価が本当に分からぬいんですよ。

その辺をちゃんと説明していただかないと、ほかの備品は、今回棚では出でますけれども、ほかの備品類に関しては、入札かけないのは何でなんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

入札により実施しております。

議会案件ではないという、契約額が議会案件ではないというところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、それは個別に単品で、各々はやっているということなんですね。

何しろ、新しい庁舎できるから、何でもかんでもみんな新しいやつを使いたいという気持ちは分かるんですけども、何か税金をこのところ、建物も高い建物、ほかの自治体を見ると、本当にそこに見合った最小限の機能で造っているところがあるんですけども、西郷村だけどう見ても、今まで見ている給食センターにしても、新庁舎にしても、桁外れの価格なんですよ。

その辺、本当に締めて、本当に機能重視で、見栄えなんてどうでもいいんですよ、行政は。機能重視で、できるだけ安価なもの、便利で安価なものという意識がないと、本当に次から次から建てて、この後、小学校もやるんでしょう。小学校、この次出しますけれども、だから、もうちょっと引き締めて、行政で買う備品にしても、建物にしても、もうちょっとその辺を考慮に入れて、大切な皆様からもらっている税金でご

ざいますので、1円でも安い、安価な、それで便利な、そういう考え方で、これから の備品購入等々をやっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（真船正晃君） そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第58号「新庁舎整備事業令和7年度施工西郷村新庁舎書庫移動棚等購入契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第11、議案第59号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第59号「白河布引山演習場周辺道路改修等事業令和7年度施工上新田中久保線歩道整備工事（第2工区）請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第12、議案第60号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 議案第60号「令和6年度西郷村歳入歳出決算の認定について」質疑いたします。

成果調書のほうを見ていただきたいんですけども、47ページ、これは外国語指導助手諸費についてでございます。委託料2,706万円についてでございます。

これは、ALTを5名委託している雇用の委託金でございますが、5名分、単純に5で割りますと、1人頭541万円になります。この中に書いてあります常駐日数年

間 193 日、熊倉小学校、小田倉小学校、米小学校には常駐しております。

この常駐している間、小学 1・2 年生、生活科で 15 時間、3・4 年生は 35 時間、5 年・6 年生は 70 時間、合計しますと 120 時間でございます。それを時間給で割りますと、1 時間当たり 4 万 5,000 円の時給になります。

このことについて質疑したいんですけども、これ高過ぎはしませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

ALT の時給のお話がございましたが、今、勝久議員がおっしゃいました、1 時間 4 万 5,000 円というふうな計算をされておりますが、ALT、常駐しているわけでございまして、このほかにも休み時間とか、児童生徒と触れ合って英会話をしたり、そういう形もしております。一日中、ALT のほうは活躍されているというふうな状況でございますので、この 1 時間の単位、単価とは、また別に働いてというふうな形でなっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11 番 鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） 休み時間も仕事のうちという話を今しましたけれども、実働どのぐらいやっているんですか、この方々は。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

1 日、朝から夕方までという形で、7 時間は稼働しているというような形でございます。

以上でございます。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま、11 番 鈴木勝久君の質疑の途中ではありますが、午前 11 時 20 分まで休憩いたします。

（午前 11 時 00 分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、議案第 60 号に対する質疑を続行いたします。

11 番 鈴木勝久君の質疑を許します。

11 番 鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） これ時間配分からすると、一日中稼働していると言われているんですけども、こういうやり方じゃない使い方はないんでしょうかね。例えば派遣にして、120 時間だから 120 時間で使っていただくという、そういうほうが機能的でいいと思うんですけども、そういう ALT の使い方、ちょっと工夫はできないんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

ALTの派遣等の工夫はどうかというようなご質疑でございましたが、この常駐の部分でございますが、以前に山形県のほうに視察研修を行ったときに、そのときにもその学校はALTが常駐していました、休み時間とかそういった時間も、ALTと英会話をしながら英語の向上を図っていたというふうなところを視察研修をしてまいりました。

西郷村も以前、今もですが、英会話、外国の方と英会話を今やっているところでございます。その部分に関しましても、当時は1,600万円ほど予算を頂きながら進めておりました。昨年からそこを縮小しまして、約900万円ぐらい縮小いたしまして、その部分をALTの1名増員という形で、議員の皆様方にそちらのご指導いただきながら、進めてきたというふうな状況でもございます。

先ほど申し上げました視察研修の結果からも見て、ALTが学校に常駐しているということは、非常にコミュニケーション能力等も高められるというふうなことから、1名増員、現在5名で、各学校で英語の向上を今図っているところでございます。

やり方はいろいろあるかと思いますので、そこは日々研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 言っていることは分かるんですけども、なぜ540万円というのが出るか。

内容的には、説明いただいているのは分かるんですけども、今、英語のやつに大分特化して、予算が配分されているというのがいっぱいあるんですね。この間も検定も、減っているのに予算をいっぱいつけている。検定が果たして、それを受けたからどうなんだというのはあるんですけども、それに今、ICTを使って、ICT授業もやってますけれども、多文化という言葉とか多様性という言葉が出たら、1人ぐらい別の言語をしゃべる人と接触してもいいのかなと思っているんですよ。

特に西郷村は、昨日おとといの質問じゃないんですけども、フィリピン、ベトナム、ネパール、中国人が結構います。そういう人たちの文化も教えるために、英語言語を話せるだけが、英語ですね、共産圏の方とは、いろんな人の共通語として今、英語を大分使われているのは承知しています。ただ、今紛争起きているのも、文化の違いとか宗教の違いとかいっぱいあるんで、英語に特化すると、どう見ても英語圏側の情報が大分入ってくるんですね、日本に。特に日本に入ってくるのは、アメリカであっても西側の情報がいっぱい入ってきます。

そういうところで、もっと多文化共生だったら、いろんな文化の勉強も入れてもいいんじゃないかなと思って、なぜ英語にこれだけ特化して、英語を日本人全て話させるように、日本の教育はそういうふうに振り向かれているのか、ちょっと分からんんですけども、その説明していただければ納得するんですけども、いかがでしょ

うか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 議員の質疑にお答えいたします。

中学校の英語をやっておりますが、実質あそこは外国語となっております。場所によつては、英語でないものを扱つてゐる学校もございます。ですから、それは学校によつて様々でございますが、今、いろいろ入試制度や、そういうものを見ていきますと、ほとんどが英語が主体となつて行つてゐるのが現状でございまして、また私たち、日常で扱われる言語が英語が大多数でございまして、特に子どもたち、小中の連携等を考えますと、やはり小学校の段階でも英語に慣れることが、中学校に行っても英語の利用において、非常にいいのかなというふうに思つております。

今、議員おっしゃるように、多様性の時代でございますので、いろんな人との出会いがありますし、そういうものを学ぶことも大切かと思いますが、現在、小中学校の義務教育関係では、全国的に英語が主流となつて行つておりまして、それが高等学校、それから大学へとつながつてゐる状況でもございますので、主流として進めていくところとでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 主流と言われても、納得はあれなんですけれども、別に悪いとは言つていません。教育費にかかる金は、私は論文等々見ますと、日本は物理学のほうが意外と強かったのに、今、アメリカ、中国に論文の本数でも負けてゐるんで、もっと理科、小中学校でいえば理科という分野にも、お金いっぱい使って実験とかしてほしい、もっと興味持つていただきたいというのが私は考えであるんですけども、続きまして、それに関連するんですけども、51ページの村立小中学校ICT環境整備事業について質疑いたします。

ここでも人件費について、ちょっと質疑したいんですけども、ICT支援員配置2名、1校当たり30回、これ割り算しますと、1回当たり7万4,852円かかるんですけども、この研修代というか、委託でICTの支援員に渡した金額とは思うんですけども、この内容について、2名分の210回、1回当たり7万4,852円、これは正しいでしょうか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

ICT支援員の質疑でございます。

こちらは、個人にお支払いする金額ではございません。委託契約でございますので、その中でのお支払いというような形になつてございますので、1人に時間当たり7万4,000円ということではございません。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 回数が210回、私が正しかつたら、1校当たり30回ですか

ら、それを7校ありますから、掛け算すると210回ですね。

このICTに、ちゃんと書いてあるんですけれども、ICT支援員配置2名、2名がこの委託料、イコールなんでしょうか、説明お願いいいたします。成果調書の51ページです。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

ICT支援員でございますが、2名は間違いございません。ICT支援員の配置の人数でございますが、2名は間違いございません。

○11番（鈴木勝久君） これが委託料の金額なんですか。

○学校教育課長（緑川 浩君） 委託料の内訳つきましては、ICT支援委託料が522万7,200円、無線アクセスポイント増加設置に572万円、校務支援システムの業務委託に326万9,640円になります。

○11番（鈴木勝久君） それが支援員のお金なんでしょうかという話です。

○学校教育課長（緑川 浩君） こちらの委託料中には、ICT支援員配置のため522万7,200円が委託料となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、これ1回当たりの時間というのは、どのぐらい、講習といふか、1回の講演料、何時間ぐらいやるんでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休憩いたします。

（午前11時33分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時36分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前11時36分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、議案第60号に対する質疑を続行いたします。

11番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 先ほどは貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ございませんでした。また、ありがとうございました。

先ほどの質疑にお答えいたします。

先ほど、西郷村立小中学校のICT環境整備事業につきまして、委託料の部分に関

しまして1,571万9,000円、これは先ほど、全てICT支援員の業務委託と先ほど答弁させていただきましたが、一部という形で訂正のほうをお願いしたいと思います。

こちらの1,571万9,000円の内訳でございますが、まず、先ほどのICT支援業務委託料でございます。こちらは、そのうち522万7,200円がICT支援業務の委託料でございます。そのほかに、アクセスポイント増加としまして、増設無線アクセスポイントの増加で、こちらが572万円、さらに、校務支援システムの業務委託としまして326万9,640円とを合わせますと、先ほどご説明しました1,571万9,000円という形となりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 分かりました。

続きまして、次のページでございます。

次のページ、ワークショップ実施回数7回、これも委託料で393万円となっております。やっぱりこの393万円を7回で割りますと、1回当たり56万円の支出になりますけれども、これも今のやり方で……

○議長（真船正晃君） 11番、総額で393万円で、今、1回560万円という発言でしたので、ちょっと訂正してください。

○11番（鈴木勝久君） すみません、1回当たり56万円の間違いでございます。訂正いたします。

1回当たり56万円になりますが、これもその内容は、人件費ばかりじゃなくて、いろいろもろもろあるのか、委託料の内容についてお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

学校適正化の事業でございます。

ただいま、393万2,000円が委託料というふうなご質疑でございますが、こちらは、ワークショップを7回開催しておりますが、ワークショップに対する委託料でございますが、ここは、約100万円ぐらいがワークショップに係る委託料でございます。そのほか、経費等含めまして、全部で393万2,000円となってございます。

こちらの委託業務でございますが、こちらは2年間、昨年度と今年度、今年度をもって、今回の委託というふうな形となってございます。合計しまして、昨年と今年、合計しまして1,350万300円で、今回の契約、業務委託の締結のほうをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 人件費に100万円、それにその他で300万円、これも内容を詰めますと、他の300万円、これは何に使っているんですか。ワークショッ

プですから、ほか300万円のほうは何に使っているか、全然分からぬですよね、逆に。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

ワークショップの運営支援が、今ほどご説明しました約100万円程度で、ワークショップを開催しまして、今資料のほうを作成しておりますので、ワークショップのまとめ等も業者のほうに委託しているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これを精査して費用対効果を考えると、相当委託料というのは、どれもこれも一般的に高い感じはします。これ、専門性を有するからしようがないという一くくりで捉えては、どうなのかなと思うぐらいなんすけれども、職員である程度のことを今、A Iとか何か、パソコン使えますよね。資料づくりとかには、それほど苦労しなくて済むような感じがするんですね。ほかの事例とか見るとも簡単ですし。

こういう、これは統廃合に向けてのあれなんでしょうけれども、8,000件が全国で廃校になっていれば、その中で参考資料になるのは、いくらでもあると思うんです。だから、税金の使い方というか支出の使い方を、もうちょっと工夫できないのかというのが全体に言えることで、その3つ、今、教育関係のものだけで3つ指摘したんですけども、委託料が私たちが考える以上にかかる。外部委託をするのも、何か常套化というか、常に何かあるのを、新しいことを決めると、その中で決めるんじやなくて、常に外部委託で他人に頼ってしまう。

その人たちが本当に西郷村の内容、何をしたいんだという本当の目的が分かっていない人に委ねていいのかという心配もありますし、その辺、行政でしっかり考えてほしいなと思いまして、これを質疑いたしました。

続きまして、53と54ページに教育環境の整備とございます。小学校と中学校の整備でございます。

一生懸命メンテナンスしているのは、環境の整備でございますから、これについては何の疑問も持っていないませんが、ただ、一般質問でもございましたが、ここに書いてある、老朽化に伴いと書いてあるんですけども、老朽化、老朽化と言いますけれども、今、RC工法で鉄筋コンクリート造りになっているんですね、小学校も中学校も。これ、村側は小学校、中学校の耐用年数、どのくらいに見ていらっしゃるんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

よく言われている耐用年数でございますが、今、RCのお話ございましたが、約80年ぐらいは、修繕をしながらやっていけば、80年はもつというようなお話を聞いております。

ただ、今、西郷第一中学校、約50年たっておりますので、ある程度修繕を重ねていかないと、今の現状を維持できないという形で、今回、修繕等をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 私が調べたところでは、耐用年数50年というのが、それは私がからすると、50年という言い方は、鉄筋の50年というのは減価償却するとき使う数字なんですよね。50年で償却するとき、減価償却費として計上する、定額制でやるとき50年で、50年たつと減価償却がなくなる。

ただ、今おっしゃったように、耐用年数といいますと、しっかりしていますから、80年ぐらいもつということですから、修繕さえしていけば、それほど困ったことはないと思うんですけれども、特に西一中を老朽化、老朽化と言っていますけれども、何が今、設備上問題なんでしょうか。今回は壁の修繕とかありますよね、ネット修繕はあれでも、壁の修繕とかありますけれども、何が今の状態で足りないというか、問題があるか、その辺、分かったらお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

今、西一中の校舎の状態でございますが、雨漏り等がございますので、そちらの修繕も行っているところでございます。西一中の校舎は、明かり取りのために、ガラスのブロックで明かり取りをしているところでございまして、そちらのガラスの修繕、ガラスを取りまして、そこを壁に戻す修繕等も行っております。

また、正面玄関がかなり黒くなってきていましたので、そこを塗装したというふうな形で、今少しづつ、西一中の改修工事のほうを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、それさえちゃんと直せば、80年は最低もんじゃないか、そういう確約を得た、そういうのともまた違うんですか。

じゃあ、ちゃんとご説明お願いします。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 先ほどの80年もたせるためには、大規模改修工事も必要になってくるかと思います。今回改修しているのは、一部の改修工事でございますので、大規模改修工事まではいっていませんので、なかなか80年、その先までもたせるのは、なかなか難しいところかと思っております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そんなに深掘りする気はないんですけども、ちゃんと改修さえできれば、西一中は80年大丈夫だということですよね。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えいたします。

私も建築専門で大学のほうを出てまいりました。学校建築のほうも携わってまいりまして、今ありましたように、RCについては、耐震をしていかなければ、軸体自体はもつ状況ではありますが、昨今の大きな大震災がございました。どの学校も傷んだところはあるんですが、特に西一中の接合部分のひび割れは、かなり傷んだものがございまして、そこをただ上側を塗った状態でございます。内部の鉄筋の状況や、あるいはその中に通っている水道管とか、そういう設備面は、なかなか見えないものがございますが、そういういたものもだんだん古くなっている状態でございます。

今、課長からもありましたが、やはりコンクリートは、ああいう陸屋根、平らな屋根のところはすぐに傷んで、雨漏りをしていく状況があります。あれを全面的に改修していくと、かなりの予算を計上しなければなりません。ただ、今、緊急的に可能なところだけを進めている状況で、どのぐらいかかるかということの概算はできませんが、かなりあれを大規模改修するとなると、相当な予算がつくのではないかというふうに考えられます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そういうことで改修をしていただいて、子どもにとっては一年一年が大切な時間でありますので、環境のほう整備を整えて、学校環境というか、教育環境というか、学びの環境をしっかりしてやっていただきたいと思います。

続きまして、これは中小企業対策費でございます。

今、中小企業、特に個人企業、今大変、やめている感じでございますが、売上げはもちろんありますけれども、これ農家の方にも言えることなんですけれども、店じまいとか農家がやめる、ほかの人に委託してやってもらっているものの一番原因になっているのは、例えば魚屋なんかだと、冷蔵庫とか、そういう備品関係が壊れたときなんですね。そのときの補助が、新規でやれば補助金を出してもらえるんですけれども、今の状態だと、そういう補助金とかが出てこないんです。

ここにも、商工会のほうにも尋ねたんですけども、エアコンとか冷蔵庫とかぶつ壊れても、それに対する補助金というのはないんですよね。ただ借りるとき、利息を払ってくれるという、そういう助けはあるんですけども、農家の方もコンバインとか稲刈り機とか、そういうものが壊れた時点で、結構、ほかの方々に作っていただくなとか、やめるきっかけってそういうことなんですけれども、それは上の段階ではやっていただけないんですよ。

企業もあるし、農家もあるんですけども、そういう補助金で、ほとんど出していただけないんです。令和6年度もそういう話をしましても、それは終わったからとかやってくれない。そうなると、地域が活性化しなくなるんですよ。

起業する人には、ある程度の手当を出しますが、継続するほうの補助というのではなくないんですけども、そういう意味で、中小企業対策とか何とか、内容は百三十何万円ですから、何に使っているか私は分かりませんけれども、そういう部分での補助のつけ方というのは、西郷村で考えていなかつたのか。また、これにはそういう

類で対策に使えるように自由になっていたのか、ちょっとお聞きします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午後1時18分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時18分）

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 中小企業対策費137万7,000円の使い道、内容について質疑いたします。お答えいただけますか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後1時19分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時23分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいまより、午後1時40分まで休憩いたします。

（午後1時23分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時40分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、議案第60号に対する質疑を続行いたします。

11番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

中小企業対策費ということで、137万7,000円ということで計上されているところでございますけれども、こちらにはいろいろな科目が複合されていまして、まず旅費、また需用費の消耗品、食糧費、また負担金となっておりまして、その合計が137万7,000円でございまして、主に一番大きなところで申し上げますと、白河にある産業サポート白河への負担金が、そのうちの120万円という状況でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） このように、村は商工振興費と言いながら、特に個人企業、さつき農業の話もしたんですけども、農家もほとんど個人企業なんですね。その個人企業を活性化させるというか、個人企業のための助成金とか補助金というのは、どこを見ても見つからないんですよ。

せめてここに、その137万円にそういうものがなかったのかなと思って、内容に

ついて確認しましたが、振興費、今、西郷村で個人でやっているお店屋さん、パン屋さんは来たからあれですけれども、ほとんどないんです、個人企業でやっている店というのは。だから、中小企業、個人で営業とか起業をするのを、本当に西郷村でサポートしてくれているのかなというのが疑問なんです。

確かに、中小企業経営合理化金融資金原資貸付金とか、次の保証金に関して、利息分を払ってくれたりはやっていただけるんですけども、その他のやつが非常に薄いんです。その辺を考えていいていただきたいなと思います。

じゃ、次にいかせていただきます。

次、これはいつも問題というか、皆様、議員の方も首かしげていたんですけども、262万円の、西郷村観光協会事業で1,800万円使われています。今の立地を考えると、あそこで本当に効果が出ているのかというのが、常に議員の間でも問題になっていたんですけども、場所を変えるとか、もっと観光振興にもうちょっと力が出せるような対策というのが取れないのかお聞きしたいんですけども、いかがでしょか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず、観光協会の今の場所ということでございますけれども、場所につきましては、新庁舎の開庁と合わせて、現在の商工会の2階から移動する予定でございます。

観光協会につきましても、現実に様々な事業を行っておりまして、なかなかあそこの場所では、何をやっているのかが見えづらいというご指摘も今までありましたので、その点につきましては、4月以降については多少改善するというようなことで考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それは何よりです。

この1,000万円、本当にどのぐらいのお客さんがあそこを利用して、村外の人が。その費用対効果を考えたとき、本当にこんなに3年も4年もここに置いておいて、これ1回でもいいから、費用対効果を考えていたのかというのを質問したいんですけども、あと去年の実績、県外の人がどのぐらいここに来て、相談というか対応したか、その辺をお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

観光協会のほうでも様々な事業を執り行っておりまして、令和6年度の事業でございますけれども、いろいろな観光をメインとしたイベントを十数回、4月から3月まで行っておりまして、また通年でありますけれども、観光パンフレットやフェイスブック、インスタグラムの発信等により、県内外の方々に情報発信をしているというようなところでございます。

また、観光ガイドの増刷やポスター、またうちわ、また村内の木を使った割り箸を作製するなどして、ノベルティーとして西郷村をPRしているところでございます。

実績といいますと、観光の部分に関しましては、なかなか目に見えないところはございますけれども、昨年、一昨年、おととしげらいからイベントなんかで、名古屋のほうとか、福島県の名古屋事務所とかございますので、名古屋のほうなんかでいろんなイベントをやっているんですが、その名古屋方面からのふるさと納税の返礼、ふるさと納税の申込みが、かなり右肩上がりで件数伸びておりまして、そういう面では、向こうでPRしてきたのが直結して、実績、効果が表れたんじゃないかと思っているところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 観光案内だけじゃなくて、そういう内容的には、いろいろなイベント系とかやっているのは分かりますけれども、これもほとんど、1,800万円というのは人件費なんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

人件費でございますけれども、その多くは人件費という形になりますけれども、1,800万円のうち、報酬とか会議費等を除いて、大体1,000万円ぐらいですかね、そのぐらいは人件費という形となっております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 分かりました。

交流人口をますます広げていただきたい。

最後に、ふるさと納税の話が出ましたから、ふるさと納税をちょっと聞いて、質疑して終わりにします。

企業版ふるさと納税、企業からのがございますけれども、この内容、どのような形、どのぐらい企業から来ていて、どのような事業を行っているか、それについてお聞かせ願えますか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

令和6年度の企業版ふるさと納税ですが、件数は5件、寄附額が1,090万円となっております。主な充当先としましては、奨学金返還支援事業に1,080万円、ホームスタート事業に10万円となっております。

以上です。

○11番（鈴木勝久君） 何に1,080万円。

○企画政策課長（関根 隆君） 主なものとしましては奨学金返還支援事業です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この企業版ふるさと納税は、企業にとって大変有意義というか、減税対策としては有意義なんですよね。その内容について、知つていれば教えてくださいというのと、あとふるさと納税、これ今、奨学金返済に使っていますけれども、これ一つじゃもったいないと思うんですよね。いろんな方向に持っていくつもりはないでしょうか。他事例を見ますと、いろんな使い方があるんですけども、西郷村

は膨らませようとは考えないのでしょうか、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

まず、企業版ふるさと納税でございますが、西郷村外に本社を持つ企業から西郷村が取り組む地方創生事業に対して寄附を行った場合に、税制上の優遇措置を受けられる制度となっております。例でいいますと、100万円寄附を頂きますと、税の軽減が90万円、実質的な企業負担は10万円となるというところでございます。

企業版ふるさと納税につきましては、西郷村の地方創生事業に資するものに充当しております、用途としましては、例えばなんですが、こども医療費の無償化、保育士の確保とか、そういうところへの充当先として指定もできますし、今回は奨学金の返還支援事業が多かったというところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そういう充当部分というか、利用する部分が結構あるんですね。だから、そういう間口をもうちょっと広げて、使い勝手のいいというか、村民の利益になりますので、PRをやっていただければ、次につながるのかなと思います。

以上をもちまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（真船正晃君） そのほかございませんか。

15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 15番。

議案第60号「令和6年度西郷村歳入歳出決算の認定について」質疑いたします。

ちょっと気づいたんですけども、公有財産の施設設備の管理について、決算審査意見書の中でこのように書いてありましたので、公有財産については、村の大切な資産を有効活用するとともに、施設の維持管理を行う必要がある。この後なんですが、しかしながら、公有財産の財産台帳や重要物品台帳の登録漏れや誤りは継続して発生しており、例月出納検査においても度々指摘を行っているということですが、この点はどのようなことなのかお聞きいたします。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡辺祥一君） 15番矢吹議員のご質疑にお答えします。

資料ナンバー5、決算審査意見書の6ページの上段の4行のことだと思われるんですが、この具体的な内容なんですが、これは令和6年に限ったことではないんですが、村のナンバー3の決算資料の後ろに、財産に関する調書というものを作成・添付しまして、決算書が作成されておりますが、財産に関する調書の中では、土地建物、有価証券、出資に関する権利、債券、物品、基金については、この財産に関する調書で、議会に対して決算の報告をしております。

なお、監査委員に対しましては、毎月の例月出納検査の際に、その移動を報告することになっております。ですが、例月の決算審査の際に、物を買った場合には、お金の移動は当然のごとく、例月出納に載ってきます。ですが、財産の移動が同時に計上

されないというケースが多々見られました。それを令和4年からずっと指摘をされておりまして、よく多いものが、逆にお金の移動が伴わない財産の処分については、特に所管課からの報告が年度末に偏ったりということで、代表監査より例月の際及び意見書で指摘をされております。内容的にはそういったことです。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） お聞きしますが、その課というのは特定ではないのか。それとも、財産管理でいろいろありますけれども、その中でもどのようにになっているのかお聞きします。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡辺祥一君） 質疑にお答えします。

どこかの課に偏ったわけではなくて、ほぼ全課です。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 終わりにしますけれども、このように書いてあるんですね。村が保有する財産は、これまで納められた大切な税金等により取得したものであり、これらの財産については無駄なく、将来にわたって引き継いでいかなければならないものであると、そのように書いてあるんですね。

財産管理課の責任の下、チェック体制の不備や制度の周知不足を解消し、さらなる公有財産管理の適正化に努めていただきたいと、このように、ぜひともその課には課長からも指摘いただいて、管理していただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第60号「令和6年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

○議案第61号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第13、議案第61号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第61号「令和6年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

◎議案第62号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第14、議案第62号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第62号「令和7年度西郷村一般会計補正予算（第4号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第15、議案第63号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第63号「令和7年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第16、議案第64号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第64号「令和7年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第17、議案第65号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第65号「令和7年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎報告第5号に対する質疑

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第18、報告第5号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第5号「令和6年度西郷村財政健全化判断比率の報告について」は、これで終わります。

◎報告第6号に対する質疑

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第19、報告第6号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第6号「令和6年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について」は、これで終わります。

◎報告第7号に対する質疑

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第20、報告第7号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第7号「一般財団法人西郷村農業公社経営状況報告について」は、これで終わ

ります。

◎諮問第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第1、諮問第2号に対する質疑を許します。  
(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は適任の意見を付すことといたします。

◎発委第5号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第2、発委第5号に対する質疑を許します。  
(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

発委第5号「西郷村議会改革検討特別委員会の継続について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第21、請願・陳情に対する委員長報告であります。  
請願第5号に対する委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、鈴木勝久君。

○総務常任委員会委員長（鈴木勝久君） 11番、総務常任委員会委員長、鈴木勝久でございます。

審査報告をいたします。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました請願1件につきまして、9月4日、本会議終了後、第2会議室におきまして、全員出席の下、委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、請願第5号「TOKIO-BABA跡地を県と村が協力して、学

習・交流・観光の拠点として再生することを求める請願」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

○議長（真船正晃君） 請願第5号に対する委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第5号「TOKIO-BA跡地を県と村が協力して、学習・交流・観光の拠点として再生することを求める請願」、このことに対する委員長報告は、採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択することと決定いたしました。

#### ◎議員派遣の件

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第22、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものであります。

おはかりいたします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認め、よって、議員を派遣することに決定いたしました。

#### ◎閉会中における継続調査の結果について

○議長（真船正晃君） 次に、日程第23、閉会中における継続調査の結果についてであります。

このことについて、議会運営委員会委員長より、別添のとおり調査報告がありました。つきましては、本報告書の写しの配付をもって委員長報告といたしますので、ご了承のほど、よろしくお願ひいたします。

#### ◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（真船正晃君） 次に、日程第24から日程第28までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌事務調査及び付託事件について、閉会中の継続調査の申出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君）挙手全員であります。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで、本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君）異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長（真船正晃君）会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（真船正晃君）これをもちまして、令和7年第3回西郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時09分)



会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月11日

西郷村議会 議長 真船正晃

署名議員 上田秀人

署名議員 大石雪雄